

お忘れなく!

市・県民税の申告

市・県民税の申告時期が近づいてきました。申告相談の受付期間は、2月16日(火)から3月15日(月)までの1カ月間で、地域ごとに11〜13ページの日程表のとおり実施します。
申告が必要な人は、期間内に忘れずに申告してください。

申告相談受付期間

2.16火
▼
3.15月

申告が必要な人

- 次の内容に該当する人は、市・県民税の申告が必要となります。
- 平成22年1月1日現在、庄原市に住所のある人で、平成21年中(1月1日〜12月31日)の所得の合計額が基準額(28万円)を超える人
- 給与収入(賃金・パートを含む)の場合、年末調整をしていない収入が93万円を超える人
- 年金収入の場合、98万円(65歳以上の人は148万円)を超える人
- サラリーマン(給与所得者)で、給与以外の所得がある人
- 年金所得者で、公的年金等以外の所得がある人

確定申告が必要な人

- 次の内容に該当する人は、所得税の確定申告が必要となります。
- 事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある人で、平成21年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
- サラリーマンで、
 - ① 給与の収入が2000万円を超える人
 - ② 給与所得以外の所得が20万円を超える人
 - ③ 給与を2カ所以上からもらっている場合は、従たる給与の収入と給与所得以外の所得の合計が20万円を超える人

申告に必要なもの

- 印鑑
- 農業や営業などの事業所得、不動産所得のある人は、「収支内訳書」または「月別集計表」など、収入や必要経費を整理したもの
- 給与・年金の源泉徴収票や支払証明書
- 生命保険料控除や地震保険料控除、寄附金控除などを受ける人は支払証明書
- 国民年金の控除を受ける人は保険料控除証明書
- 医療費控除や雑損控除を受ける人は、領収証や明細書保険などの補てんがある場合は、その明細書など
- 新規に障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳などの障害を証明するもの
- 肉用牛の免税を受ける場合は、肉用牛売却証明書
- 住宅借入金特別控除を受ける人は、登記簿謄本または抄本、売買契約書または工事請負契約書の写し、住民票の写し、住宅取得に係る借入金の年末残高等証明書など

お気を付けてください

- 所得税の納税・還付に金融機関の預金口座の利用を希望する方は、口座番号・通帳登録印
- 源泉徴収票や各種証明書は、必ず原本を持参してください。
- 申告用紙などの送付の有無に関係なく、前述の申告が必要な人は、必ず申告してください。
- 市の相談会場にいられた場合でも、税務署へ相談をお願いすることがあります。
- 申告は、郵送(3月15日消印有効)でもできます。

庄原地域

平成22年度 市・県民税申告相談受付日程表

場所		市役所 3階防災対策室 ☎ 0824-73-1146	
月日	午前(受付 8:30~11:30)	午後(受付 13:00~16:30)	
2/16(火)	春田町 峰田町のうち 津谷・仲蔵	峰田町のうち 峰・発展・赤川	
17(水)	本村町のうち 上本 峰田町のうち 雪霜・片山・元実・大谷	本村町のうち 下本 上谷町	
18(木)	本村町のうち 中本	川北町のうち 市場・茶屋・富田	
19(金)	川北町のうち 大津恵・合の峠・田の平 盤の谷・秋国	川北町のうち 天満・下重行・上重行	
22(月)	川北町のうち 八幡 門田町	川北町のうち 須川 濁川町	
23(火)	実留町のうち 3区・4区	実留町のうち 1区・2区 一木町	
24(水)	高町のうち 上組・市場	高町のうち 高取・上組上・三協・夜燈	
25(木)	高町のうち 貝六 小用町	川西町	
26(金)	殿垣内町 平和町	本郷町 尾引町	
3/1(月)	木戸町	高茂町 水越町	
2(火)	山内町のうち 行里・日向	山内町のうち 隠地・山王・七塚開拓 西本町一丁目	
3(水)	戸郷町 中本町一丁目	市町 田原町	
4(木)	宮内町	板橋町	
5(金)	新庄町 西本町四丁目	是松町 高門町	
8(月)	上原町のうち 南	上原町のうち 1区 掛田町	
9(火)	七塚町のうち 東 西本町三丁目	七塚町のうち 西 本町	
10(水)	川手町のうち 上組・中組	川手町のうち 沖組・下組 永末町	
11(木)	中本町二丁目 東本町一丁目	三日市町(上原町のうち北後迫を含む) 東本町四丁目	
12(金)	大久保町 東本町二丁目	西本町二丁目 東本町三丁目	
15(月)	事務整理日(申告書の再提出・補完等)		

※郵送による申告を希望される場合は、市役所または最寄りの自治振興センター、庄原農協各支店に申告書などを用意しています。
問い合わせ 税務課市民税係 ☎0824-73-1146



所得税・消費税・地方消費税の確定申告

e-Taxの利用者は関係書類に注意を

昨年e-Taxを利用して、所得税、消費税および地方消費税の確定申告書を提出された方(税務署のパソコンで申告された方を含む)は、平成21年分の確定申告書、青色申告決算書および収支内訳書を送付しません。

これらの書類が必要な方は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)からダウンロードされるか、税務署または市役所・各支所の税務窓口にお越しください。

なお、1月下旬頃に確定申告に必要な情報を記載した「お知らせ」はがきを郵送しますので大切に保管してください。

問い合わせ 庄原税務署 ☎0824-72-1001 所在地 庄原市三日市町667番地5

ご協力ください

- ① 医療費控除のある人は、領収書などを個人別、医療機関別、日付順に分けて集計し、当日持参してください。
 - ② 申告相談の時間短縮のため、農業所得の申告をする人で、「収支内訳書」または「月別集計表」を作成していない方、また医療費控除を受ける人で集計をしていない方は、会場において、ご自分で集計していただきますので、時間がかかる場合があります。
 - ③ 昨年から、各支所で行う庄原税務署の出張相談日がなくなりました。土地建物や株式などの譲渡、先物取引・山林所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除(1年目)のある方は、直接庄原税務署へご相談ください。
 - ④ 簡易申告日は、原則、年金所得のみの方と給与の還付申告などの簡易な申告をされる方の相談日です。
 - ⑤ 事務整理日は、原則、申告書を再提出・補完などをする人を対象とします。
 - ⑥ 各地区の割当日に申告していただくよう、ご協力をお願いします。
 - ⑦ 申告者が集中した場合は、会場でお待ちいただくことがあります。
 - ⑧ 税務署から申告書が送付されている場合は、忘れずにご持参ください。
- 問い合わせ
税務課市民税係 ☎0824-73-1146 または各支所市民生活室
庄原税務署 ☎0824-72-1001

場所	総領地域	比和地域	高野地域
月日	総領支所 2階会議室 ☎ 0824-88-3063 受付 9:00~11:30・13:00~16:00	比和支所 1階特設会場 ☎ 0824-85-3001 受付 9:00~11:30・13:00~16:00	高野支所 2階特設会場 ☎ 0824-86-2115 受付 9:00~11:30・13:00~16:00
2/16(火)		簡易申告日 (年金、給与の還付など)	新市のうち 上本町・祇園町・土手
17(水)		比和谷	新市のうち 新町・札幌
18(木)	全域	比和上・比和中・比和下	新市のうち 下本町・西町
19(金)		布見	新市のうち 市原・東半戸・殿垣内
22(月)		永原	新市のうち 別所・上市・和手川・川角
23(火)	黒目	山王	南
24(水)	亀谷のうち 五郎丸を除く 五箇のうち 矢谷	石ヶ原	高暮
25(木)	亀谷のうち 五郎丸 五箇のうち 矢谷を除く	越原	上里原
26(金)	上領家 中領家	古頃上・中先途	下門田
3/1(月)	下領家、上市	古頃下・甲之邑	中門田
2(火)		木屋原上・木屋原中	上湯川のうち 俵原・餅ノ実・郷原・上湯川中
3(水)		木屋原下・絞り	上湯川のうち 笹谷 下湯川のうち 土居
4(木)	稲草西、木屋	小和田南	下湯川のうち 尻無・下湯川中・下湯川下
5(金)		小和田東	和南原のうち 篠原・深石・三沢
8(月)		事務整理日 (申告書の再提出・補完等)	和南原のうち 水谷・隣組・奥三沢
9(火)		小和田北	和南原のうち 貝崎・寸為、和南原開拓
10(水)	全域	福田上	岡大内のうち 半戸・大野 奥門田のうち 金尾
11(木)		福田下	岡大内のうち 岡・大内 奥門田のうち 奥門田上
12(金)		元常	奥門田のうち 湯ノ谷・西川・ 奥門田中・奥門田下
15(月)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)

場所	口和地域	東城地域	西城地域
月日	ヒューマンライツ 第2会議室 ☎ 0824-87-2213 受付 9:00~11:30・13:00~16:00	東城支所 3階大会議室 ☎ 08477-2-5121 受付 8:30~11:00・13:00~16:30	西城支所 2階大会議室 ☎ 0824-82-2124 受付 9:00~11:30・13:00~16:00
2/16(火)	田口・熊谷・紙谷	新免・三坂	入江・油木
17(水)	桑垣内・中組・大草黒谷	戸宇	
18(木)	宮内市場・木原後庵	川鳥・菅・受原	大屋・高尾
19(金)	向住・皆原	森	
22(月)	日南・吉木	内堀・小串	八鳥・中迫
23(火)	大佐古・原畑・大月市場	小奴可(持丸・板井谷・川より東) 加谷	
24(水)	岡組・上組	小奴可(川より西)・塩原	平子・三坂
25(木)	下楨原・上楨原・麻志 落合・真金原	千鳥・竹森	
26(金)	竹地本谷・芦原	粟田(東区・南区)・田黒	簡易申告日 (年金、給与の還付など)
3/1(月)	伊与谷・岩根・川東・藤根	粟田(中区・北区)	中野
2(火)	永石・永沢・一日市	久代	
3(水)	池津・矢淵・湯木市場	帝釈末渡・帝釈宇山	西城・小鳥原
4(木)	宮沖・永田市場・大塩	帝釈始終・帝釈山中・保田	
5(金)	中郷・福祉村・深屋	東城	簡易申告日 (年金、給与の還付など)
8(月)	宮下・宮下ハイツ・大久保	川東(久松・下1~6)・福代	栗・熊野
9(火)	元恒・出雲石	川東(上記以外)	
10(水)	常定東・常定西	川西(宮平・比奈・上市・新丁・ 川西下)	大佐・福山
11(木)	金田本谷・塩谷	川西(陰地・上記以外)	
12(金)	石谷・下金田	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)
15(月)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)	事務整理日 (申告書の再提出・補完等)